

「臨床栄養師研修」研修施設の募集について

日本健康・栄養システム学会は、「全ての人が生涯にわたり、健康に過ごせるための健康・栄養ケアを科学的論拠に基づいてシステム化すること」を目的として設立されました。

本学会の目的は、「知識や技術」、「現場のマネジメント」、「教育・研修」の三領域を統合的に研究・討議することであり、達成の基盤は人材の育成にあると考えております。

21世紀のわが国における医療・保健・福祉サービスにおいて、栄養ケア・マネジメント体制の充実は、緊急かつ重要な課題となって参りました。病院、施設及び居宅における栄養ケア・マネジメント体制を早急に充実するためには、人間栄養学に基づいた臨床栄養の知識・技術及びマネジメント能力によって栄養ケア・マネジメントを推進できる人材の育成が求められてきています。本学会では、設立当初より、栄養ケア・マネジメントを推進するためには、臨床栄養師の育成が必要であると考えてきました。また栄養ケア・マネジメントを担える実践的能力を習得するために、包括的、連続的な臨床を学ぶ場としてのインターン研修が不可欠であると考えてきました。そこで本学会では、国際的にも遜色のない水準を目指した臨床栄養師を育成するための臨床栄養師研修を平成18年6月より施行して参りました。

実際の臨床研修は、監督責任者となる臨床栄養師（平成24年までは、臨床栄養師研修委員会が認めたNCMリダー、管理栄養士）の監督下で研修生が、業務活動を行うことにより行われます。研修責任者につきましては、施設代表者をお願いしたく存じます。

以上の趣旨をご理解いただき、研修施設へのご参加、ご協力をよろしくお願い申し上げます。参加申請につきましては、“臨床研修施設認定申請に関する要綱”をご覧ください、申請手続きをして下さるようお願い申し上げます。

なお、臨床研修に際しましては、貴施設にご迷惑にならないように、本学会としてできる限りの対応をさせて頂く所存であることを申し添えます。

平成24年2月 吉日

一般社団法人日本健康・栄養システム学会

理事長

武藤 泰敏

臨床栄養師研修委員長 下門 顕太郎

臨床栄養師研修施設認定申請に関する要綱

「臨床栄養師研修」に関する詳細については、別添えの「臨床栄養師研修プログラム」をご参照頂きたくお願い申し上げます。また、臨床栄養師研修施設認定の申請に関する要項は、下記とおりですので、宜しくお願い申し上げます。

1. 臨床栄養師研修施設の4つの条件のご確認お願い致します。

「何らかの第三者評価を受けていること」

- ・ 病院については、何らかの第3者評価を受けていること(急性期病院、回復期リハビリテーションに対しては日本病院評価機構、介護保険施設に対しては自治体)およびこれに準ずる評価をうけていること。ただし、評価を受けていない場合には、臨床栄養師研修委員会が判定すること。
- ・ 地域栄養活動の領域に含まれる診療所等、通所サービス事業所、保健、行政機関等は第三者評価体制がないことから、臨床栄養師研修委員会が判定するものとする。

「施設代表者が研修責任者であること」

- ・ 研修責任者を施設長にお願いしております。

臨床栄養師の資格を有する者が在職していること

ただし、当分の間はNCMリーダー(栄養ケアマネジメントリーダー)ならびに臨床栄養師と同等以上の能力があると臨床栄養師研修委員会によって判定された管理栄養士が臨床栄養師に代わることができるものとする(平成24年までの予定)。

「研修マニュアルの提出」

- ・ 当該施設の研修マニュアルは、「研修マニュアルガイドライン」に基づき作成してください。

臨床栄養師臨床研修マニュアル作成のための手引きを下記の問い合わせ先である研修運営委員長にメールでご請求ください。電子媒体を送りいたします。

2. 研修施設のメリット（平成 24 年 2 月現在）

臨床研修施設として資格取得者に栄養ケア・マネジメントを「教える」ことを通じて自施設の管理栄養士や栄養管理、栄養ケアに携わる関連専門職の自己研鑽とサービスの質の一層の向上に寄与するばかりなく、地域の施設・病院等において栄養ケアや「食べること」の支援に関わる専門職の質の向上にも寄与することができます。

臨床栄養師研修受託研修施設の認定証（額付き）の施設内掲示や学会ホームへの掲載によって臨床栄養や栄養ケアを担う人材育成に寄与している施設であることが公表されます。

受託研修施設の監督責任者となった管理栄養士は、臨床栄養師の資格取得にあたり、認定講座 100 時間、臨床研修 900 時間、認定試験が免除され、指導を受けての論文審査やその後の認定審査会を経て資格を取得することができます。

受託研修施設に勤務する栄養ケア・マネジメントの業務活動経験 3 年以上の管理栄養士は、臨床栄養師の資格取得にあたり、認定講座 100 時間のうち 80 時間、臨床研修 900 時間のうち 700 時間が免除されます。

受託研修施設である病院に勤務する看護師、薬剤師、管理栄養士等の専門職種は診療報酬の栄養サポ - トチ - ム加算の要件となる研修（講座 30 時間、実習 10 時間）のうちの実習を自施設において受けられます。

受託研修施設である病院・施設に勤務する専門職は平成 23 年度新設の栄養ケアチ - ム研修（講座 30 時間、実習 10 時間）のうち実習を自施設において受けられます。

3. 研修施設認定申請書 第(臨) - 01 号に必要事項を記載し郵送で、臨床研修マニュアルはメールで臨床栄養師運営委員会運営委員長(杉山みち子)宛にお送り下さい。(sugiyama-m@kuhs.ac.jp)

4. 臨床栄養師研修委員会において審議、決定後、臨床栄養師研修施設認定書をお送り致します。

5. 研修施設認定書が送付されましたら、臨床栄養師研修生募集要項 第(臨) - 02 号を募集人数、条件、選考基準などをご記載の上、事務局宛てにお送り下さい。

臨床栄養師研修開始までの予定は以下のとおりです。

平成 24 年 4 月 ~	臨床栄養師研修施設募集
平成 24 年 5 月	新規学会認定臨床栄養師研修施設の認定（学会 施設） 募集要項を提出（施設 学会）

平成 24 年 3 月中旬 ~	学会ホームページ上募集要項公開
平成 24 年 3 月 ~	研修生募集
平成 24 年 6 月	研修生の研修施設マッチング決定
平成 24 年 7 月	研修開始

日本健康・栄養システム学会事務局

〒111- - 0053

東京都台東区浅草橋 2-21-5

FAX：03-5829-6679

E-mail：ncm@j-ncm.com

学会ホームページ <http://www.j-ncm.com/>

御問合わせ

臨床栄養師研修運営委員会委員長 杉山みち子 事務:田丸祐子

〒238-8522

神奈川県横須賀市平成町 1 - 1 0 - 1

TEL・FAX：046-828-2663

sugiyama-m@kuhs.ac.jp